備考

⑴　自動車特定整備事業者の標識は、図示の例により、自動車特定整備事業者の標章、認証を行った地方運輸局長名、自動車特定整備事業の種類及び対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）　（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（中型）　（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（小型）　（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（乗用）　（普通自動車のうち普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大型特殊自動車

⑵　自動車特定整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、「普通小型自動車特定整備事業」のように表示すること。この場合において、「普通」及び「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

⑶　対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。

⑷～⑹　（略）

⑺　標識の塗色は、第三条第一号から第七号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場のものにあつては若草色地に黒文字、それ以外のものにあつては橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること

第二十二号様式（証票）（第六十五条関係）

（裏）

（道路運送車両法抜粋）

第100条　当該行政庁は、第75条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

⑴～⑽　（略）

⑾　自動車特定整備事業者

⑿～⒃　（略）

２～４　（略）

第110条　（略）

備考

⑴　自動車分解整備事業者の標識は、図示の例により、自動車分解整備事業者の標章、認証を行った地方運輸局長名、自動車分解整備事業の種類及び対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）　（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン以上のもの又は乗車定員30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（中型）　（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（小型）　（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（乗用）　（普通自動車のうち普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車
小型三輪自動車
小型二輪自動車
軽自動車
大型特殊自動車

⑵　自動車分解整備事業の種類が二種類以上にわたるものにあつては、「普通小型自動車分解整備事業」のように表示すること。この場合において、「普通」及び「小型」の文字は、図示の寸法にかかわらず、縦25ミリメートルとする。

⑶　対象とする装置を限定する場合は、図示の例により、その旨を表示すること。

⑷～⑹　（略）

⑺　標識の塗色は、橙黄色地に黒文字とし、標章は赤色とすること。

第二十二号様式（証票）（第六十五条関係）

（裏）

（道路運送車両法抜粋）

第100条　当該行政庁は、第75条の６第１項に定めるもののほか、第１条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

⑴～⑽　（略）

⑾　自動車分解整備事業者

⑿～⒃　（略）

２～４　（略）

第110条　（略）